



平成19年10月11日

各 位

会社名 三幸株式会社
代表者名 代表取締役 橋本有史
(JASDAQ・コード4843)
問合せ先 取締役経営企画部長 権根雅道
(TEL. 03-5785-1222)

親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社の親会社及び主要株主に異動がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動が生じた経緯

株式会社アッシュ・プランニング（以下、「アッシュ・プランニング」といいます。）が、平成19年8月24日より実施いたしておりました当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）が、平成19年10月10日をもって終了いたしました。本公開買付けにより平成19年10月16日（本公開買付けの決済開始日（予定））付で当社の親会社及び主要株主に異動がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

2. 当該株主の名称等

（1）親会社に該当することとなる株主の概要

- ① 名 称 株式会社アッシュ・プランニング
- ② 本 店 所 在 地 東京都杉並区南荻窪四丁目13番15号
- ③ 代 表 者 代表取締役 橋本 有史
- ④ 資 本 金 の 額 15,000千円（本日付でDBJコーポレート投資事業組合より出資を受け、365,250千円に増額予定。）
- ⑤ 主 な 事 業 内 容 損害保険代理業務、有価証券の売買等

（2）主要株主に該当しないこととなる株主の概要

- ① 名 称 橋本 有史氏（当社代表取締役）
- ② 住 所 東京都杉並区

3. 異動前後における当該株主の議決権の数（所有株式数）及び総株主等の議決権の数に対する割合

（1）株式会社アッシュ・プランニング

	議決権の数	所有株式数	総株主等の議決権の数に対する所有割合	大株主の順位
異動前	5,980個	598,000株	16.90%	1位
異動後	34,613個	3,461,300株	97.84%	1位

(2) 橋本 有史氏

	議決権の数	所有株式数	総株主等の議決権の数に対する所有割合	大株主の順位
異動前	3,679個	367,950株	10.40%	2位
異動後	0個	0株	0%	—

(注) 総株主等の議決権の数に対する所有割合については分母を平成19年6月28日に提出した第53期有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数(35,377個)としております。

4. 異動年月日 平成19年10月16日(予定)

5. 今後の見通し

アッシュ・プランニングは、本公開買付けにより当社の株式の全てを取得できなかったことから、以下の方法により、当社を完全子会社化することを計画しております。

具体的には、アッシュ・プランニングは、①当社が普通株式とは別の種類の株式を発行できるようにその定款を変更すること、②当社の普通株式に全部取得条項を付すためにその定款を変更すること、及び③当社の普通株式の全部取得と引換えに別の種類の当社の株式を交付すること、を付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の普通株式は全部取得条項が付された後に、全て当社に取得され、当社の株主の皆様には当該取得の対価として別の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当社の株式の数が1株に満たない端数となる方に対しては、法令の手續に従い、当該端数に相当する株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の売却の結果、株主の方に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は本書の提出日現在未定であります。当社がアッシュ・プランニングの完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかったアッシュ・プランニング以外の当社の株主の皆様に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

少数株主の権利保護を目的として、(1)当社の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行った場合には、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができ、また(2)全部取得条項が付された当社の普通株式の全部取得が当社の株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主の皆様は当社の普通株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(1)又は(2)の1株当たりの買取価格及び取得価格は、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、最終的には裁判所が判断することにより、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主の皆様において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、当社の完全子会社化に際しての金銭の交付及び当社の完全子会社化に係る株式買取請求による買取りのそれぞれの場合の税務上における取扱いについては、株主の皆様において税務の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

当社の株式は、株式会社ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、アッシュ・プランニングは、当社を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には当社の株式を表章する株券は上場廃止となります。上場廃止後は、当社の株式を株式会社ジャスダック証券取引所において取引することはできません。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

今回の異動により、アッシュ・プランニングは、開示対象となる非上場の親会社等に該当します。

以 上